

公益社団法人帯広市シルバー人材センター

役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人帯広市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第26条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬は、別表に定める額とし、年間報酬総額100万円（理事85万円、監事15万円）の範囲内で、理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替

金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人帯広市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成24年5月25日から施行し、平成24年5月25日から適用する。

別表 非常勤役員の報酬

区 分	理事会出席等、必要の都度日額	備 考
理事長、副理事長	5,000円	
理 事	4,000円	
監 事	4,000円	